

新型コロナウイルス感染症への対応のため、遠隔授業の活用や授業の弾力的な取扱い等を運用した場合の獣医師国家試験の受験資格に係る取扱い等についてお知らせします。

事務連絡
令和2年5月11日

獣医学課程を置く各国公私立大学担当課 御中

文部科学省 高等教育局 専門教育課
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

獣医師国家試験の受験資格に係る取扱い等について

各大学におかれては、新型コロナウイルスへの感染リスクを低減する観点から、遠隔授業の活用等により学生の学修機会の確保に努めていただいていることと存じます。

5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われ、引き続き全都道府県が緊急事態措置の対象とされたことにより、面接授業を実施できない状況が長期化することが想定されることから、このたび、獣医師国家試験の受験資格に係る取扱い等について、以下のとおりお知らせします。

なお、以下に示す考え方は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、各都道府県知事による学校施設の使用制限の要請等があった場合か否かにかかわらず、当てはまるものと考えておりますが、当該要請があった場合の具体的な教育活動の方法については、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、判断するようお願いいたします。

記

1. 獣医師国家試験受験資格に係る取扱い

獣医師国家試験の受験資格については、獣医師法第12条第1項において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者に与えられるところですが、遠隔授業の活用や授業の弾力的な取扱い等については、「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（令和2年3月24日付け元文科高第1259号）、「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」（令和2年4月21日付け事務連絡）及び「遠隔

授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」(令和2年5月1日付け事務連絡)において示されており、これらに沿った運用がなされた正規の課程を修めて卒業した者については、従来どおり、獣医師国家試験の受験資格が認められます。

2. 実習等の実施に係る取扱い等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止、休校等の影響を受けた学生等と影響を受けていない学生等の間に、修学の差が生じることがないように配慮するとともに学生等に対して十分な説明を行うようお願いします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の不足や施設・設備が確保できない等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定されます。こうした場合、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいですが、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えありません。

なお、実習等により行われる授業については、上記の「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」(令和2年5月1日付け事務連絡)において示す考え方も参考としながら、新型コロナウイルス感染症への感染リスクに十分配慮しつつ、必要な学修を確保していただくようお願いします。

<本件連絡先>

[大学教育に関すること]

文部科学省高等教育局専門教育課

電話：03-6734-3058

メール：senmon@mext.go.jp

[獣医師国家試験に関すること]

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

電話：03-3501-4094

メール：juiji@maff.go.jp